

# 入札説明書

支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房経理課長

この度、下記により総合評価落札方式による一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうち アフリカの土壌肥沃度改善検討調査
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 平成24年3月21日
- (4) 納入場所 農林水産省大臣官房国際部国際協力課

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札方法及び提案書の提出方法

#### (1) 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、人件費の算定に当たっては、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」により算出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

## (2) 提案書等の提出

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記5に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 農林水産省大臣官房国際部国際協力課資金協力係  
(本館4階 ドアNo.443)
- (2) 日 時 平成23年6月1日～平成23年6月30日(ただし、行政機関の休日を除く。)午前10時～午後5時
- (3) 入札説明書 入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書(案)のほか、以下の書類を含む。  
ア 応札資料作成要領  
イ 評価項目一覧  
ウ 評価手順書

## (4) 入札説明会

- ① 場 所 農林水産省大臣官房国際部国際協力課海外中央研修室  
(本館4階 ドアNo.414)
- ② 日 時 平成23年6月8日 午後3時

## 5 入札書及び提案書等の提出場所及び提出期限

入札書及び提案書等は以下の日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8の場所及び日時に行う。

- (1) 提出場所 農林水産省大臣官房国際部国際協力課総務班(経理)  
(本館4階 ドアNo.439)
- (2) 提出期限 平成23年6月30日 午後5時

## 6 企画提案会の場所及び日時

入札者が提出した提案書等を詳細に検討するため、以下の場所及び日時に企画提案会を実施する。

なお、入札者の多寡により企画提案会におけるプレゼンテーションの時間は、各入札者と協議して決定する。

- (1) 場 所 農林水産省大臣官房国際部国際協力課海外中央研修室  
(本館4階 ドアNo.414)
- (2) 日 時 平成23年7月1日午前10時

## 7 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧(提案要求事項)に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、基礎点に満

たなければ不合格となる。

#### 8 開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時に実施するが、開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7で不合格となった者の入札書は、開札しない。

なお、開札に当たり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。

(1) 場 所 農林水産省大臣官房経理課入札室(本館1階 ドアNo. 151)

(2) 日 時 平成23年7月11日 午後1時30分

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 10 入札保証金及び契約保証金 免除する。

#### 11 契約書作成の要否 要

#### 12 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

#### 13 その他

入札心得による。

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する網羅保持を目的として、農林水産省発注者網羅保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの網羅保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/supply/index.html>)を御覧ください。

## 平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業 のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査実施仕様書

### 1 調査名

平成23年度 アフリカの土壌肥沃度改善検討調査

### 2 目的

アフリカ、とりわけサブサハラ・アフリカの持続可能な発展のためには、基幹産業である農業の生産性向上と生産拡大を図っていくことが重要であり、また、CARD（アフリカ稲作振興のための共同体）の2018年までに米の生産量を倍増させるという目標の達成に貢献するためにも、その効果的な対策の一つとして土壌の肥沃度を改善する方策を検討することが喫緊の課題となっている。

このため、土壌の肥沃度が低い西アフリカにおいて、現地で入手可能な作物残渣、家畜糞尿、リン鉱石等の資材を用いて、土壌肥沃度を改善する手法を調査検討するとともに、圃場における栽培試験調査を行い、経済性等も考慮した現地における普及可能な技術を検討するため、本件調査を実施するものである。

### 3 内容

本件調査は5ヶ年間で実施する予定であり、以下の項目を調査・検討する。なお、平成23年度調査は3年次調査として（1）を実施する。

- (1) 試験圃場において現地で安価な価格で土壌肥沃度改善に活用できる資材（作物残渣、家畜糞尿、リン鉱石等）や組合せ等ごとに稲等の栽培試験調査を実施し、肥沃度改善の方法を検討。【3年次調査・4年次調査】
- (2) 上記実証調査に基づき土壌肥沃度を改善する技術を検討し、普及マニュアルを作成。【5年次調査】
- (3) 国内外の支援機関への提供等を通じて、開発した技術の導入・普及を図る。【5年次調査】

### 4 調査方法

平成23年度調査は、平成21年度及び平成22年度に実施された「アフリカにおける土壌肥沃度改善検討調査」の結果（過年度の報告書については入札説明資料交付時に配付）を踏まえ、西アフリカのガーナ国\*において2つの異なる農業生態系内の地域（サバンナ地帯：タマレ市周辺、森林地帯：クマシ市周辺）の試験圃場において、活用可能な資材や組合せごとに稲の栽培試験調査を行いつつ、現地において普及可能な技術を検討する。

#### (1) 未利用有機資源直接施用時の施肥効果調査

各地域で安価で土壌肥沃度の改善に効果が期待される未利用有機物資源（作物残渣、家畜糞尿、人糞尿）の水田への施用効果につき、各試験圃場における稲栽培試験を通じて検証を行う。

(2) 湛水条件下におけるリン鉱石直接施用時の施肥効果調査

畑条件に比較して水田等の湛水条件下では、リン鉱石の直接施用の効果が高いことが期待されるため、湛水条件下での施肥効果メカニズムを解明し、各試験圃場における稲栽培試験を通じて水田へのリン鉱石の施用効果につき検証する。

(3) 未利用有機物資源とリン鉱石を組合わせたコンポスの施肥効果調査

各地域において調達・活用可能な在来の未利用有機物資源とリン鉱石とを組合わせたコンポスの施肥効果を各試験圃場における稲栽培試験を通じて検証する。

(4) 小規模農民が参加するワークショップを開催し、現地のニーズを適確に把握した上で調査を実施する。

(5) 学識経験者等からなる検討委員会を年2回開催し、調査・検討内容について意見聴取を行う。

\* ガーナ国の選定理由

① CARD (Coalition for African Rice Development) の支援対象第1グループであること。

② FAO アフリカ地域事務所、アフリカの農業研究を束ねる FARA (Forum for Agricultural Research in Africa) 本部や AGRA (Alliance for Green Revolution in Africa) Soil Health 部門、IWMI (International Water Management Institute) アフリカ事務所等の農業関連の国際機関が同国にあることから、情報収集、試験研究面でサポートが得られやすいこと。

③ ガーナ国食料農業省 (MOFA) の傘下に CRI (Crops Research Institute)、SRI (Soil Research Institute) 及び SARI (Savannah Agriculture Research Institute) の3つの国立研究所があり、カウンターパート機関として協力が得られやすいこと。

なお、海外現地調査等には必要に応じて当省担当職員等が同行する場合がある。

5 調査実施期間

委託契約締結日～平成24年3月21日

なお、実施スケジュール及び実施体制を契約締結後10日以内に提出のこと。

6 成果品

調査報告書 日本語版及び英語版各20部

調査報告書の提出にあたっては配付一覧等を作成し、発注者と協議のうえ配付することとします。

7. 実績報告書

事業が終了したとき（委託事業を中止し、または廃止した時を含む）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書を契約期間内に正副2部提出するものとする。

—平成22年度に実施した調査の概要—

1. ガーナの稲作農家の土壌肥沃度への関心と関与
  - (1) 農民の土壌肥沃度への関心は高く、耕作適地かどうかの指標は有機物量に関連するものも含まれていた。
  - (2) 肥沃度改善・管理のための在来の実践としては、家畜糞尿の利用や稲わら等残渣の還元があったが、何もしていない農家も約4割だった。  
化学肥料を使用している農家は約5割だったが、施用量は推奨量の約4分の1だった。  
そのため、化学肥料使用による収益の向上は高くなかった。
2. ガーナの稲作地帯における肥沃度の現状
  - (1) サバンナ帯と赤道森林帯の2つの土壌はいずれも、栄養素のうちリンが最も欠乏していた。窒素も炭素も、サバンナ帯土壌の方が低い値だった。
  - (2) 今回の農家圃場の調査もこれと同様の結果だったが、非常に肥沃度の低い土壌が数多く見受けられた。
3. ガーナの在来資源について
  - (1) 稲わらは北部地域で家畜のエサとしても利用される以外、多くは焼却される。栄養素が失われないように、堆肥化（コンポスト化）や炭化する技術が求められる。
  - (2) 家畜糞尿の種類と生産量には大きな地域性があった。利活用の方法も地域レベルで最適化することが必要である。
  - (3) ガーナにおいて生産される家畜糞尿の総量は、肥料換算にして窒素もリンもそれぞれ数万トンにのぼると見積もられた。これらの効率的な利活用によって、化学肥料に大きく頼ることのない、持続的な肥培管理が可能であると考えられた。
  - (4) 人糞尿は比較的リン含量の高い資源だが、利活用のためには社会的なマイナスイメージと衛生面での問題点を払拭する必要がある。
4. リン鉱石の活用可能性について
  - (1) ガーナには小規模なリン鉱床が複数あるが、商業的には重要視されていない。そのうちの7ヶ所から採取した自然の鉱石を分析したが、やや高いリン含有量の試料があった。
  - (2) 湛水条件での水稲へのリン鉱石の直接施用の効果をシミュレーションしたところ、ガーナの水田土壌（サバンナ帯と赤道森林帯）と周辺国に産するリン鉱石の組み合わせでは肥効が低いという結果だった。リン鉱石を可溶化する技術の開発と導入が望まれる。
  - (3) リン鉱石の可溶化は、生物的、化学的並びに物理的に促進することができるが、農家レベルで実施可能な技術としては生物（微生物、植物）の作用を利用することが考えられる。今年度は引き続き、検討されるべき技術について実験室並びに試験圃場レ

ベルでの検証を行い、さらに農家圃場での実証試験を行った。そのための実施調査方法は、以下の通りであった。

- ①各種有機資材の施用効果調査
- ②湛水条件下におけるリン鉱石直接施用効果調査
- ③リン鉱石可溶化技術の検討
- ④小規模農民の参加するワークショップの開催
- ⑤ガーナ並びに周辺国産リン鉱石に関わる調査
- ⑥ガーナのCARD関連プロジェクト参画機関との協議

これら調査の結果より、在来資源を使った肥沃度改善技術についてそれぞれの課題を抽出し、今後さらに検討すべき技術の絞り込みを行った。

## 入 札 心 得

### (総則)

第1条 農林水産省大臣官房経理課長（以下「経理課長」という。）の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状（別紙様式第2号）を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 6 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札に付される事項名又は入札金額の確認し難い入札



- (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

(再度入札)

第7条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

(同価格の入札)

第8条 落札となるべき同総合評価点の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。  
2前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第9条 落札者は、経理課長から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に経理課長に提出しなければならない。ただし、経理課長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

(異議の申立)

第10条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房経理課長 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 氏 名  
(代理人氏名)

㊤  
㊤

¥ \_\_\_\_\_

ただし、「平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうち  
アフリカの土壌肥沃度改善検討調査」の代金額

入札説明書等承諾の上、上記のとおり入札します。

- [注意]
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
  - 2 金額の訂正をしないこと。
  - 3 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
  - 4 ( )内は、代理人が入札するときを使用すること。  
この場合、代表者印は不要とする。

委 任 状

私は、  
を代理人と定め、支出負担行為担当官農林水産省  
大臣官房経理課長の発注する「平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のため  
の検討調査事業のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査」に関し、下記の権限を委  
任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

代理人使用印鑑	①
---------	---

平成 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者 氏 名

①

支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房経理課長 殿

[注意] 代理人使用印鑑は、入札書に使用する印鑑と同じ印鑑を押印すること。

## 委託契約書(案)

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房經理課長 山下 容弘(以下「甲」という。)と  
(以下「乙」という。)は、平成23年度途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査のうちアフリカの土壤肥沃度改善検討調査(以下「委託事業」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

### (実施する委託事業)

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

#### (1) 委託事業名

平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壤肥沃度改善検討調査

#### (2) 委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書(別紙様式第1号)(注)のとおり

#### (3) 履行期限

平成24年3月21日

### (委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

### (委託費の限度額)

第3条 甲は、委託事業に要する経費(以下「委託費」という。)として、  
金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)を  
超えない範囲内で乙に支払うものとする。

(注)「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に105分の5を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

### (契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であつて、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項の規定は、適用しない。

(実績報告)

第6条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第2号）（注）正副2部を甲に提出するものとする。

(検査)

第7条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを委託事業実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第9条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書(別紙様式第3号)(注)を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書(別紙様式第3号)(注)正副2部を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止(廃止)申請書(別紙様式第4号)(注)正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書(別紙様式第5号)(注)正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託事業計画書支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における20%以内の流用については、この限りでない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第14条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の

100分の10に相当する額を請求することができる。

(委託事業の調査)

第15条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要

の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第16条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、又は記録し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(特許権等)

第18条 甲は、この委託事業の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から継承するものである。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権法（著作権（昭和45年法律第48号）第27号及び第28号に規定する権利を含む。）

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除

することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、

当該処

分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第20条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は

一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が

指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、

甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(疑義の解決)

第21条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。



上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者（甲）住所 東京都千代田区霞が関1-2-1  
支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘

受託者（乙）住所 ○ ○ ○ ○  
氏名 ○ ○ ○ ○

注) 乙から提出される委託契約書には、(別紙様式第1号から第5号)は記入しないこと。また、別紙様式第2号から第4号は添付しないこと。

(別紙様式第1号)

(別添)

## 委 託 事 業 計 画 書

### 1 事業内容

#### ア 事業実施方針

平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査実施仕様書に基づき、事業を実施する。

#### イ 調査項目及び調査対象

平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査実施仕様書に記載のとおり。

#### ウ 調査実施期間

委託契約締結の日から平成24年3月21日まで

#### エ 担当者

#### オ 調査及び報告の方法

調査に関しては、平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査実施仕様書に記載のとおり、また、受託者は、調査報告書を平成24年3月21日までに日本語版及び英語版を各20部と電磁的記録媒体資料を農林水産省大臣官房経理課長に提出するものとする。

なお、受託者は、調査報告書を作成する場合は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成16年3月16日閣議決定)による紙類の「印刷用紙」及び役務の「印刷」の判断基準を満たすこととする。

### 2 収支予算

#### 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費	円	うち消費税及び地方消費税の額
計	円	円

#### 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
計	円	

(注) 備考欄には、各区分の欄の経費について算出基礎を記入し必要に応じ詳しい説明を付すること。

(別紙様式第2号)

平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壌  
肥沃度改善検討調査実施仕様書 実績報告書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房経理課長 殿  
官署支出官  
農林水産省大臣官房経理課長 殿

(受託者)

印

平成 年 月 日付け契約のこのことについて、下記のとおり、事業を実施した  
ので、委託契約書第6条の規定により、その実績を報告します。  
(なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

記

- 1 事業の実施状況
  - ア 調査項目及び調査対象
  - イ 事業実施期間
  - ウ 担当者
  - エ 事業の成果(又はその概略)
  - オ 事業成果報告書の配布実績等

2 収支精算

収入の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫委託費 計	円	円	円	円	うち消費税及び地方消 費税の額 〇〇〇〇円

支出の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
計	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、精算の内訳を記載のこと。

(別紙様式第3号)

平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壌  
肥沃度改善検討調査実施仕様書 実績報告書

委託費 概算払 請求書  
精算払

番 号  
年 月 日

官署支出官  
農林水産省大臣官房経理課長 殿

(受託者)

印

平成 年 月 日付け契約の平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のため  
の検討調査事業のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査について、下記により、

委託費金 円也を 概算払 により支払されたく請求します。  
精算払

記

区 分	国庫委託費	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了 年月日	備 考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代える  
ことができるものとする。

(別紙様式第4号)

平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壌  
肥沃度改善検討調査実施仕様書 実績報告書

中止(廃止)申請書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房経理課長 殿

(受託者)

印

平成 年 月 日付け契約の平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための  
検討調査事業のうち アフリカの土壌肥沃度改善検討調査について、下記により中止(廃  
止)したいので、委託契約書第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)しようとする以前の事業実施状況

ア 事業について

イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	月 日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止(又は廃止) に伴う不用額	備 考
	円	円	円	円	

- 3 中止(廃止)後の措置

ア 事業について

イ 経費について

ウ 経費支出予定明細

経 費 の 区 分	支出予定金額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)
	円	

(別紙様式第5号)

平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壌  
肥沃度改善検討調査実施仕様書 実績報告書

計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房経理課長 殿

(受託者)

印

平成 年 月 日付け契約の平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のため  
の検討調査事業のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査について、下記のとおり変更し  
たいので、委託契約書第12条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初  
計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

「平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査」応札資料作成要領

本書は、「平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査」の調達に係る応札資料（評価項目一覧及び提案書）の作成要領を取りまとめたものである。

1 応札者が提出すべき資料

この要領に基づき、応札者は、下表に示す資料を作成し提出する。

資料名称	資料内容
誓約書	仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書
評価項目一覧	調達機関が提示する評価項目一覧の提案書頁番号欄に該当する提案書の頁番号を記載したもの
提案書	仕様書に記載されている要件をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり ○ 応札者が提案する調査の内容、体制等 ○ 実施計画 ○ 担当者の資格 ○ 補足資料（応札者の実績の詳細）等

(注) 応札者は、このほかに通常の一般競争入札と同様に、入札書、参加資格を満たしていることを証明する資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し等を提出しなければならない。

2 誓約書の作成

仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書を作成し、国際協力課に提出すること（別紙様式参照）。

3 評価項目一覧の作成

(1) 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成は、下表のとおり

事項	概要説明
提案要求事項	提案を要求する事項。これらの事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目を区分し、得点配分の定義に従いその内容进行评估する。 例：調査の内容、設備、実施計画等
添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数を付与されることはない。 例：実施体制及び担当者略歴、会社としての実績

## (2) 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明は下表のとおり国際協力課が作成し提示する「評価項目一覧（提案要求事項）」における「提案書頁番号」欄に該当頁を記載すること。

項目名	項目説明・記載要領	記載者
評価項目	事業内容に応じて定める評価項目	国際協力課
評価基準	事業内容に応じて定める評価基準	国際協力課
評価区分	必須項目と任意項目の別の区分	国際協力課
得点配分	各項目に対する最大得点	国際協力課
提案書頁番号	応札者が作成する提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

## (3) 添付資料

評価項目一覧中の添付資料における各項目の説明は下表のとおり

項目名	項目説明・記載要領	記載者
資料項目	事業内容に応じて定める資料項目	国際協力課
資料内容	応札者に提案を要求する資料の内容	国際協力課
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要のない項目（任意）の区分が設定されているもの。 評価基準とは異なり、採点対象とはしない。	国際協力課
提案書頁番号	応札者が作成する提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

## 4 提案書の作成

### (1) 提案書様式

- ア 提案書は、提案書雛型を参考にして作成する。
- イ 提案書は、A4版カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3版にて提案書の中に折り込む。
- ウ 提出物は、紙資料（11部）とともに電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、一太郎、Ms-Word、Ms-PowerPoint、MS-Excel 又は PDF 形式とする（これにより難しい場合は、国際協力課まで申し出ること。）

### (2) プレゼンテーション

- ア 応札者は、国際協力課に対して自らの提案内容の説明を行う。
- イ 説明に当たっては、農林水産省の会議室等でプレゼンテーションを行うこととし、実際にプレゼンテーションを行う時間は入札締切後に国際協力課と別途調整する。
- ウ プレゼンテーションに当たっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど効率的に実施できるよう工夫する（プレゼンテーション20分間、質疑応答10分間）。



(3) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書を評価する者が特段の専門的知識、商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、必要に応じて用語解説などを添付すること。

イ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書に記載するとともに、記載内容を証明又は補足するものとしてパンフレット、比較表等を添付すること。

ウ 応札者は、提案内容をより具体的・客観的に説明するための資料として添付資料を提案書に含めて提出すること。

なお、添付資料は、提案書本文と区分できるようにすること。

エ 国際協力課から連絡が取れるように、提案書には担当者の氏名及び連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）を明記すること。

オ 提案書を作成するに当たり国際協力課に対し質問等がある場合には、別紙の質問状に必要事項を記載の上、平成23年6月29日（水）17時までに農林水産省大臣官房国際部国際協力課資金協力係に提出すること。

カ 提案書様式及び留意事項に従った提案書ではないと国際協力課が判断した場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。

なお、補足資料の提出、補足説明等を国際協力課が求める場合があるので、併せて留意すること。

(4) その他

ア 本件調査は5ヶ年間で実施する予定であり、当該年度調査は3年次調査となることから、平成21年度及び平成22年度の「アフリカにおける土壌肥沃度改善検討調査」の概要を当省ホームページ「調達情報・公表事項」「委託事業の参加者の公募」に掲載してある本件調査に係る入札公告の揭示文書内に添付してあるので参考とされたい。なお、過年度の報告書については入札説明資料交付時に配付する。

イ 提案書等の提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は提出者の負担とすることとする。

別紙

質 問 状

社 名			
住 所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

提 案 書 雛 型

調査業務の実施方針等 調査内容の妥当性、獨創性
調査方法の妥当性、獨創性
作業計画の妥当性、効率性
組織の経験・能力 類似調査業務の経験
組織としての調査実施能力
調査業務に当たっての管理・バックアップ体制
業務従事者の経験・能力 類似調査業務の経験
調査内容に関する専門知識・適格性
業務歴、資格、学歴等

# 評価項目一覧（提案要求事項）

評価項目	評価基準	評価区分	待 点		加分	提案書頁番号
			合計	基礎点		
調査業務の実施方針等						
○ 調査内容の妥当性、獨創性	仕役書記職の調査内容についてすべて提案されているか 1年次及び2年次の調査結果を十分に踏まえた提案となっているか 偏った内容の調査になっていないか	必須	10	10	—	—
○ 調査方法の妥当性、獨創性	仕役書に示した内容以外の独自の提案がされているか 課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか 1年次及び2年次の調査結果を十分に踏まえた調査方法となっているか 調査項目・調査手法が明確であるか	必須	10	10	—	—
○ 作業計画の妥当性、効率性	調査手法、分析手法に事業成果を高めるための工夫がみられるか 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか 事業成果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか	必須	10	5	10	—
組織の経験・能力						
○ 類似調査業務の経験 組織としての調査実施能力	過去に同様の調査を豊富に実施しているか 事業が遂行可能な人員の確保がなされているか 事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか 幅広い知見・ネットワークを持っているか 優れた情報収集能力を持っているか 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか 管理者の経験や知見はあるか	必須	5	10	5	—
○ 調査業務に当たっての管理・バックアップ体制			5	—	5	—
○ 業務従事者の経験・能力			5	—	5	—
類似調査業務の経験						
○ 調査内容に関する専門知識・適格性	過去に同様の調査を実施しているか 過去に委員会を運営した経験があるか 調査内容に関する知識・知見を持っているか 調査内容に関する人的ネットワークを持っているか 業務を遂行する上で、有効な資格等を持っているか	必須	5	—	5	—
○ 業務歴、資格、学歴等			10	10	—	—
○ 合計			5	—	5	—
○ 合計			100	45	55	—

(注)

- 1 表中○印を付した項目は、価格と同等に評価できない項目。なお、価格と同等に評価できない項目は評価項目の小項目ごとに設定。
- 2 必須項目において、要件を満たさない場合（0点の場合）は不合格となる。

評価項目一覧（添付資料）

資料項目	資料内容	提案の 要否	提案書 頁番号
実施体制及び担当者略歴	本調達履行のための体制図	必須	
会社としての実績	各業務担当者の略歴	必須	
	官公庁の本領域における実績	任意	
	官公庁以外も含めた本領域における実績	任意	

## 評 価 手 順 書

本書は、平成23年度 途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査事業のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査の調達に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式及び評価の手続は以下のとおり。

### 1 落札方式及び得点配分

#### (1) 落札方式

次の要件をすべて満たしている者のうち数値の最も高い者を落札者とする。

- 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- 「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目をすべて満たしていること。

#### (2) 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = (1 - 入札価格 / 予定価格) × 価格点の配分

#### (3) 得点配分

技術点に関し、必須項目及び任意項目の配分を45点及び55点とし、価格点の配分を50点とする。

技術点 (必須項目)	45点
技術点 (任意項目)	55点
価格点	50点

### 2 技術点の加点方法

#### (1) 技術点の構成

技術点は、基礎点と加点に分かれており、基礎点は評価項目のうちの必須項目、加点は評価項目のうちの任意項目となっている。

#### (2) 基礎点

基礎点は、評価項目のうちの必須項目にのみ設定されている。

基礎点は、要件を満たしているか否かを判断するため、満たしていれば

満点、満たしていなければ0点のいずれかとなる。

なお、満たしていない項目が一つでもあれば、不合格となる。

### (3) 加点

加点は、評価項目のうちの任意項目に設定されている。

加点も、評価基準に照らしその充足度に応じて点数が付されるため、基礎点と異なり様々な点数となる。

## 3 評価の手続

### (1) 一次評価

まず、以下の事項について評価を行う。

- 誓約書が提出されているか。
- 「評価項目一覧（提案要求事項）」で評価区分欄が必須とされている項目に対して提案書頁番号欄に頁番号が記載されているか。
- 「評価項目一覧（添付資料）」で提案の要否欄が必須とされている項目に対して提案書頁番号欄に頁番号が記載されているか。

### (2) 二次評価

一次評価で合格した提案書に対し、「評価項目一覧（提案要求事項）」に記載している評価基準に基づき採点を行う。

なお、複数の評価者のうち1人でも「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を満たしていないと判断した場合には、不合格とする。

また、複数の評価者がいる場合の技術点の算出方法は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

### (3) 総合評価点の算出

上記（2）により算出した技術点と上記1（2）により計算した価格点を合計して、総合評価点を算出する。

平成23年6月 日

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

入札説明会出席届

平成23年度途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査うちアフリカの  
土壌肥沃度改善検討調査に係る入札説明会への出席を希望します。

なお、入札説明会に出席する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX番号

注) 平成23年6月7日(火)17:00までにFAX若しくはE-mailにて  
下記担当者あてに連絡願います。

農林水産省大臣官房国際部国際協力課資金協力係 國廣  
(本館4階 ドアNo.443)  
TEL:03-3502-8058  
FAX:03-3502-8083  
E-mail:hiroaki\_kunihiro@nm.maff.go.jp



平成23年6月 日

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

企画提案会出席届

平成23年度途上国の農業生産・投資拡大のための検討調査のうちアフリカの土壌肥沃度改善検討調査に係る企画提案会への出席を希望します。

なお、企画提案会に出席する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX番号

注1) 平成23年6月30日(木) 17:00までにFAX若しくはE-mailにて下記担当者あてに連絡願います。

農林水産省大臣官房国際部国際協力課資金協力係 國廣

(本館4階 ドアNo.443)

TEL: 03-3502-8058

FAX: 03-3502-8083

E-mail: hiroaki\_kunihiro@nm.maff.go.jp

注2) 企画提案会には提案書(写)を11部持ち込み願います。